平成２６年（フ）第１００号
富山県高岡市西藤平蔵1500番地110、前住所東京都杉並区西荻北２丁目27番９号
債務者　オムニヴァーグこと　木間　由一
1　決定年月日時　平成26年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月25日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２６年（フ）第２３６号
金沢市石引２丁目５番１号　アールグレイ石引202号、従前の住所金沢市土清水３丁目19番地、従前々の住所金沢市三口新町４丁目10番18号、従前々々の住所石川県七尾市南藤橋町巳部７番地34
債務者　平野　慶志
1　決定年月日時　平成26年９月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月25日まで
金沢地方裁判所

平成２６年（フ）第２８３号
金沢市諸江町中丁154－１　特別養護老人ホーム花小町もろえ内、住民票上の住所金沢市芳斉２丁目15番15号
債務者　大輪　俊夫
1　決定年月日時　平成26年９月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月25日まで
金沢地方裁判所

平成２６年（フ）第２０９号
山梨県甲府市大里町3877番地４、住民票上の住所山梨県甲府市青沼１丁目15番６号
債務者　芝田　早苗
1　決定年月日時　平成26年９月24日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月25日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１３６号
三重県鈴鹿市白子町166番地　ハウジング鈴鹿１－Ｃ
債務者　野嵜　京子
1　決定年月日時　平成26年９月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月25日まで
津地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第１４１号
三重県津市安東町1233番地
債務者　島川　　誠
1　決定年月日時　平成26年９月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月25日まで
津地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第１４４号
三重県鈴鹿市平田新町２番38号　アイビル706号室
債務者　西﨑　　孝
1　決定年月日時　平成26年９月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月25日まで
津地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第１７０号
三重県四日市市鵜の森２丁目９番６号　広瀬ビル３Ｄ
債務者　辻郷　一夫
1　決定年月日時　平成26年９月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月25日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２６年（フ）第１７１号
三重県四日市市鵜の森２丁目９番６号　広瀬ビル３Ｄ
債務者　辻郷　園子
1　決定年月日時　平成26年９月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月25日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２６年（フ）第１８１号
三重県四日市市塩浜171番地１、住民票上の住所三重県度会郡南伊勢町神前浦297番地
債務者　濵地　利人
1　決定年月日時　平成26年９月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月25日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２６年（フ）第５８３号
京都市伏見区小栗栖南後藤町６番地　小栗栖北団地14―306
債務者　桝本　秀樹
1　決定年月日時　平成26年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月25日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第８６５号
京都市右京区太秦安井小山町９番地26
債務者　金城清美こと　金　　清美
1　決定年月日時　平成26年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月25日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第８８６号
京都府南丹市美山町板橋休場１番地
債務者　中島　裕子
1　決定年月日時　平成26年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月25日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第９００号
京都市北区紫竹牛若町28番地19　リベルテ北山305号、前住所京都市下京区東堀川通下魚棚下る鎌屋町27番地　アミスタ堀川302号室
債務者　宮川　絵里
1　決定年月日時　平成26年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月25日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第９２４号
京都市伏見区向島二ノ丸町151番地　市営住宅５－１棟611号
債務者　阿田　和也
1　決定年月日時　平成26年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月25日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第９３０号
京都市南区唐橋平垣町24番地　市営団地１棟302
債務者　幸尾　空夫
1　決定年月日時　平成26年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月25日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係